平成３０年（フ）第２８号
愛媛県西条市樋之口315番地１、前住所愛媛県西条市氷見丙1237番地７
債務者　稲井由加里
１　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第１７号
福岡県直方市大字下新入1317番地83
債務者　小林　和子
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１１８号
大分市大手町３丁目６番２号（大手町Ｋビル501）
債務者　山中　貞則
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１２４号
大分市花高松３丁目４番８号（コーポ市原106）
債務者　中村　里美
１　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２４号
鹿児島県出水市下鯖町426番地　鶴亀タウン南２棟304号
債務者　中村　美宇
１　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
沖縄県那覇市泊２丁目５番地14　瀬高マンション405
債務者　宮城　綾乃
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５４号
（住所省略）（住民票上の前住所：沖縄県浦添市牧港２丁目40番14―205号　ＬＡ　ＣＡＳＡ　ＦＥＬＩＺ）
債務者　石川　麗美
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２１号
石川県加賀市潮津町ロ29番地１　メゾンリバージュ105号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉35の１番地７　ジュピター山代106号室
債務者　草野　賢一
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第２６号
石川県小松市安宅新町ニ１番地25
債務者　北出　恭子
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１３８号
松江市八束町波入301番地８、前住所松江市山代町614番地２　宝谷アパート７棟734号
債務者　伊藤　勇稀
１　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３５号
松江市西川津町611番地５　ドリームハウスＡＳ
債務者　米椿　　茂
１　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３８号
松江市矢田町57番地２　矢田アパート１―121
債務者　金坂　美幸
１　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１号
広島県呉市広吉松２丁目５番36号
債務者　三宅　徹郎
１　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第２７号
広島県呉市音戸町波多見５丁目１番15号　波多見レジデンス204号室
債務者　松田　　愛（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第６９号
福岡県久留米市荒木町白口2324番地４　古賀第１ビル402号、前住所福岡県久留米市城島町江上上216番地１
債務者　杉　嘉代子
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第６１号
福岡県小郡市小郡858番地１　まえだビル305号
債務者　藤原　浩二
１　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部